

法務省民商第802号

平成18年4月3日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

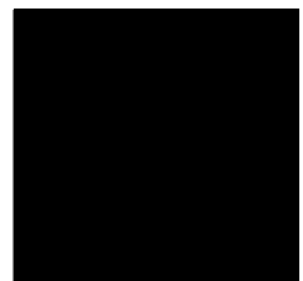
法務省民事局商事課長

「私立学校法の一部を改正する法律の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて」
の一部改正について（通知）

平成17年3月3日付け法務省民商第496号当職通知「私立学校法の一部を改正する
法律の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて」の一部を下記のとおり改正し、本日から
実施することとしましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

別紙記載例2の次に次のように加える。



2の2 代表権の範囲又は制限に関する定めに関する変更の登記

(1) 新たな理事が就任すると同時に代表権を有することとなった場合
役員区

役員に関する事項	東京都渋谷区代官山町2番地 理事 乙野次郎	平成18年 4月 1日就任
		平成18年 4月 5日登記
役員に関する事項	代表権の範囲 理事乙野次郎は何県何市何町何番地の従たる事務所の業務についてのみこの法人を代表する。	平成18年 4月 1日設定
		平成18年 4月 5日登記

(2) 代表権を有しない既存の理事が在任中に代表権を有することとなった場合
役員区

役員に関する事項	東京都渋谷区代官山町2番地 理事 乙野次郎	平成18年 4月 1日代表権付与
		平成18年 4月 5日登記
役員に関する事項	代表権の範囲 理事乙野次郎は何県何市何町何番地の従たる事務所の業務についてのみこの法人を代表する。	平成18年 4月 1日設定
		平成18年 4月 5日登記

(3) 代表権を有する既存の理事が退任した場合
役員区

役員に関する事項	東京都渋谷区代官山町2番地 理事 乙野次郎	平成18年 4月 1日退任
		平成18年 4月 5日登記
役員に関する事項	代表権の範囲 理事乙野次郎は何県何市何町何番地の従たる事務所の業務についてのみこの法人を代表する。	平成17年 4月 1日設定
		平成17年 4月 5日登記
役員に関する事項	代表権の範囲 理事乙野次郎は何県何市何町何番地の従たる事務所の業務についてのみこの法人を代表する。	平成18年 4月 1日消滅
		平成18年 4月 5日登記

(4) 代表権を有する既存の理事が在任中に代表権を有しないこととなった場合
役員区

役員に関する事項	東京都渋谷区代官山町2番地 理事 乙野次郎	平成18年 4月 1日代表権喪失
		平成18年 4月 5日登記
役員に関する事項	代表権の範囲 理事乙野次郎は何県何市何町何番地の従たる事務所の業務についてのみこの法人を代表する。	平成17年 4月 1日設定
		平成17年 4月 5日登記
役員に関する事項	代表権の範囲 理事乙野次郎は何県何市何町何番地の従たる事務所の業務についてのみこの法人を代表する。	平成18年 4月 1日消滅
		平成18年 4月 5日登記

(5) 代表権を有する既存の理事が重任した場合
役員区

役員に関する事項	東京都渋谷区代官山町2番地 理事 乙野次郎	
	東京都渋谷区代官山町2番地 理事 乙野次郎	平成18年 4月 1日重任
		平成18年 4月 5日登記
	代表権の範囲 理事乙野次郎は何県何市何町何番地の従たる事務所の業務についてのみこの法人を代表する。	平成17年 4月 1日設定
		平成17年 4月 5日登記
		平成18年 4月 1日消滅
		平成18年 4月 5日登記
	代表権の範囲 理事乙野次郎は何県何市何町何番地の従たる事務所の業務についてのみこの法人を代表する。	平成18年 4月 1日設定
平成18年 4月 5日登記		

(6) 代表権を有する既存の理事が在任中に理事長に就任した場合
役員区

役員に関する事項	東京都渋谷区代官山町2番地 理事 乙野次郎	
	東京都渋谷区代官山町2番地 理事長 乙野次郎	平成18年 4月 1日資格変更
		平成18年 4月 5日登記
	代表権の範囲 理事乙野次郎は何県何市何町何番地の従たる事務所の業務についてのみこの法人を代表する。	平成17年 4月 1日設定
		平成17年 4月 5日登記
		平成18年 4月 1日消滅
平成18年 4月 5日登記		